

令和7年度 大学・短大・高専入学予定者対象

福島県奨学生予約募集の案内

本県奨学資金は、福島県出身者であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的としています。

<募集の種類>

【A】 入学一時金（一括貸与） 募集人員100名程度

- 1 対象者
 - ① 福島県内に住所を有する高校生等であって、令和7年4月に大学・短期大学への進学を予定する者
 - ② 福島県内に住所を有する中学生等であって、令和7年4月に高等専門学校（略称：高専）への進学を予定する者
- 2 貸与額 50万円
- 3 貸与方法 大学等の合格状況を確認の上採用を決定し、奨学生本人の口座に一括振込み
- 4 採用の決定
 - ① 選考の上、内定者には福島県教育委員会（以下、「県教委」）より12月に通知
 - ② 合格通知書のコピー・確約書・誓約書を県教委に提出
 - ③ 内容を確認の上、採用を決定し県教委より通知（令和7年2月以降振込予定）

【B】 奨学資金（月額貸与） 募集人員100名程度

- 1 対象者
 - ① 福島県内に住所を有する高校生等であって、令和7年4月に大学・短期大学への進学を予定する者
 - ② 福島県内に住所を有する中学生等であって、令和7年4月に高等専門学校（略称：高専）への進学を予定する者
- 2 貸与月額 [大学生・短期大学生] 国公立 35,000円/私立40,000円
[高等専門学校生] 18,000円
- 3 貸与期間 令和7年4月分から在学する学校の正規の修業期間
- 4 採用の決定
 - ① 選考の上、内定者には県教委より12月に通知
 - ② 入学後、在学する大学等を通じて「在学証明書」・「誓約書」を提出
 - ③ 内容を確認の上、採用を決定し県教委より通知
 - ④ 初回振込日は5月末（4・5月分）の予定です（以降、原則毎月10日に振込）

<申込の方法>

- ・ 原則として、在学する（又は出身の）高校等を通して行います
- ・ 【A】入学一時金と【B】奨学資金（月額貸与）は、両方又はいずれか一方だけを申し込むことができます（提出書類は1部で可）

① 申請に必要な書類を学校へ提出 _____ 月 _____ 日まで



② 学校の推薦を得て申請へ



③ 学校より申請書類を県教委へ **令和6年10月1日(火)必着**

※ただし、高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定合格者は直接県教委へ申し込みます

※ 提出期限は上記期限厳守となります

<応募資格>

1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

【大学・短大入学予定者の場合】

〔高等学校・専修学校(高等課程)の在學生〕

- ① 福島県内の高等学校等に在学する場合、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 福島県外の高等学校等に在学する場合、卒業の月に福島県奨学資金を受けていることが見込まれること。
- ③ 保護者の少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

〔高等学校・専修学校(高等課程)の在學生以外〕

- ① 福島県内の高等学校等を卒業している場合、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 福島県外の高等学校等を卒業している場合、卒業の月に福島県奨学資金の貸与を受けていたこと。
- ③ 高等学校等を卒業していない場合、高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者(合格当時福島県内に住所を有していた場合に限る。)であり、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ④ 保護者の少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

【高等専門学校入学予定者の場合】

〔福島工業高等専門学校への入学予定者〕

- ① 入学する時点で、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 保護者の少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

〔福島県外の高等専門学校への入学予定者〕

- ① 入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、本人及び保護者の少なくとも1名が、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。

2 在学(出身)学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

【学 力】 【大学・短大入学予定者の場合】

高等学校等における1・2年(既に卒業している場合は最終2ヵ年)の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値(小数点第2位四捨五入)が**3.0以上**であること。

【学 力】 【高等専門学校入学予定者の場合】

中学校における1・2年(既に卒業している場合は最終2ヵ年)の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値(小数点第2位四捨五入)が**3.0以上**であること。

【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

(詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。)

<注意事項>

1 応募資格の条件を満たし、学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。

※ 出身校からの推薦を受けられる者は、卒業後2年以内程度の者としてします。

※ 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者の場合は、学校からの推薦は必要ありません。

2 同種類の修学資金を他から受けないこと。

※ 他団体の奨学資金との併願のみ可能。併用は不可。

なお、本県奨学生に採用後にその旨判明した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。

3 **【A】入学一時金**と**【B】奨学資金(月額貸与)**はそれぞれ選考・決定します。応募者が多い場合は、資格を満たしていても内定されないことがあります。

4 令和7年4月に大学等に入学しなかった場合や、対象外の学校に入学した場合、内定は取り消しとなります。

<必要書類> 記入終了後、そろっているか □ に ✓ チェックしましょう

□ 福島県奨学生願書(第1号様式)

- ① 「記載例」及び「願書裏面の注意事項」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 申請者(生徒)の現住所は、実際住んでいる住所を記入してください。自宅外通学等で住民票住所と異なる場合は、「居住証明書」又は「在寮証明書」を、避難されて住民票現住所と異なる場合は、「届出避難場所証明書」を必ず提出してください。
- ③ 保証人は2人(連帯保証人と保証人)必要です。
※ 連帯保証人・・・福島県内に居住する(住民票がある)親権者等。
※ 保証人・・・申請者及び連帯保証人と別住所・別生計で、返還の責務を負える成年者。
65才以下の方にしてください。
- ④ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押し、余白に正しく記入してください。(修正液、修正テープの使用不可)

□ 福島県奨学生推薦調書(第2号様式)⇒ ※在学している学校で記入します

□ 令和6年度(令和5年分)令和5年1月から令和5年12月まで)所得証明書(就学者以外の世帯全員分)

- ① 源泉徴収票は不可。
- ② 就学者以外は、無職、年金受給者の方も提出してください。
- ③ 令和5年の中途又は令和6年中に退職、転職(開業・転業・勤務先変更も含む)等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。
- ④ 市町村の発行開始時期が提出期限に間に合わない場合は、在学学校へご連絡ください。
※ 発行開始時期は市町村によって異なりますので、各市役所・役場へお問い合わせください。

□ 住民票謄本(本籍・続柄等記載の世帯票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

- ① 戸籍謄本は不可。
- ② 同居・別居を問わず同一生計の方全員分を提出ください。(単身赴任や学生を含む)
※ 住所が同一で世帯が別の場合(二世帯以上の同居又は祖父母等)も全員分が必要です。

□ 保証人の住民票抄本(本籍等記載の個人票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

□ 口座振替による支払申出書

- ① 申請者(生徒)名義の普通預金のみ有効。(貯蓄型口座への振替はできません。)
- ② 通帳の表紙及び通帳の見開き1ページ(金融機関名/店舗名/口座番号/カナ氏名がわかるページ)のA4コピーを添付してください。
- ③ 申請者(生徒)の住民票の住所を記載どおりに記入してください。

□ 居住証明書

□ 特別の事情にかかる経費内訳

□ 給与支払(見込)証明書

《注意》

該当者のみ提出

<返還について>

奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると、奨学生本人に返還義務が生じます。返還金は後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものです。

福島県奨学資金の申請の際は、申請者及び連帯保証人並びに保証人において、卒業後の返還義務を十分にご理解のうえ、申請されますようお願いいたします。

なお、返還の目安については、下表をご参照ください。

【返還額の例】

1 入学一時金

貸与額	初回半年賦額	半年賦額	返還回数	返還年数
500,000円	66,000円	62,000円	8回	4年

2 奨学資金

		貸与年数	貸与月額	貸与月数	貸与総額	半年賦額	返還回数	返還年数
大学	国公立	4	35,000円	48月	1,680,000円	60,000円	28回	14年
	私立	4	40,000円	48月	1,920,000円	64,000円	30回	15年
短期大学	国公立	2	35,000円	24月	840,000円	42,000円	20回	10年
	私立	2	40,000円	24月	960,000円	48,000円	20回	10年
高等専門学校		5	18,000円	60月	1,080,000円	※49,000円	22回	11年

※ 端数は初回返還金で調整されます。

【返還の期間・方法】 卒業の月の6ヶ月後から貸与を受けた貸与総額に応じて、県教委の定める期間内に、半年賦で返還していただきます。

県教委が発行する納入通知書により県の指定金融機関及び収納代理金融機関、の窓口（ゆうちょ銀行以外）または、コンビニエンスストアに持参して納付していただくようになります。

※口座振替等の取扱いはありません

【利子及び延滞利息】 利子は、**無利子**となりますが、返還すべき日までに返還されない場合は、**年10%の延滞利息**が発生します。

また、納期限を経過しても返還に応じて頂けない場合は、連帯保証人及び保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

問い合わせ先

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16
福島県教育庁高校教育課
TEL:024-521-7775(直通) Fax:024-521-7973

福島県奨学資金

検索 

所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費、特別控除を差し引いた金額）が表2（所得基準額表）の基準額以下であること。

給与所得者 5人家族（父・母・大学生・高校生・祖母）の例

			収入金額	控除額（表3）
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
兄	私立大学	自宅外通学		1,440千円
本人	県立高校3年生	自宅通学		280千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

父が家計支持者であるので、

所得証明書の「給与収入金額」
もしくは「給与支払金額」

障がい者控除額

- ① 給与所得の計算式（表1）から

$$8,500千円 \times 0.7 - 2,226千円 = 3,724千円$$

- ② 特別控除額表（表3）から（控除を差し引く）

$$3,724千円 - (1,440 + 280 + 860) = 1,144千円$$

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

- ③ 所得基準額表（表2）により 5人世帯4,280千円以下 ということで申請可能となります。

給与所得者以外（自営業・農業等） 3人家族（父・姉・本人）の例

			所得金額	控除額（表3）
父	自営業	営業所得	3,300千円	490千円
姉	私立専門学校	自宅外通学		1,120千円
本人	県立高校3年生	自宅通学		280千円

- ① 給与所得の計算式（表1）は当てはめない。

- ② 特別控除額表（表3）から（控除を差し引く）

$$3,300千円 - (490 + 1,120 + 280) = 1,410千円$$

- ③ 所得基準額表（表2）により 3人世帯3,620千円以下 ということで申請可能となります。

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

父子家庭控除額

表1 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの……………	所得金額=0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの……	収入金額×0.8-2,626千円=所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの……	収入金額×0.7-2,226千円=所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの……………	収入金額-4,860千円=所得金額

表2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
1 人	1,860,000円	5 人	4,280,000円
2 人	3,100,000円	6 人	4,520,000円
3 人	3,620,000円	7 人	4,750,000円
4 人	3,950,000円	8 人	4,980,000円

※ 世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに230,000円を世帯人員8人の所得基準額に加算する。

表3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				証明書
1	母(父)子家庭	490,000円				不要 (注1)
2	就学者のいる世帯 (1人につき) 注1：自宅外通学の控除は、住民票又は居住証明書でそれが確認できる場合に限り、確認できないときは、自宅通学の控除になります。	区分	通学形態	国公立	私立	
		小学校児童		80,000円		
		中学校生徒		160,000円		
		高等学校生徒	自宅通学	280,000円	410,000円	
			自宅外通学	470,000円	600,000円	
		高等専門学校学生	自宅通学	360,000円	600,000円	
			自宅外通学	550,000円	800,000円	
		専修学校高等課程生徒	自宅通学	170,000円	370,000円	
			自宅外通学	270,000円	460,000円	
		専修学校専門課程学生	自宅通学	220,000円	720,000円	
自宅外通学	620,000円		1,120,000円			
3	障がい者のいる世帯	大学学生	自宅通学	590,000円	1,010,000円	
		自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円		
4	長期療養者のいる世帯	1人につき860,000円とする。				
5	家計支持者が別居している世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。				
6	火災・風水害・盗難などの被害を受けた世帯	別居のため特別に支出した金額。ただし、710,000円を限度とする。				
7	家計支持者が父母以外の世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期間にわたって減収または支出増になると認められる年間金額。				
7	家計支持者が父母以外の世帯	410,000円				

- 備考 ① 「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。
 ② 現時点（申請時点）において特別の事情に該当する項目について控除されます。
 ③ 3の身体障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。

令和7年度福島県奨学資金《大学等入学一時金》Q&A

【目次】

I 貸与について

- [Q 1] 大学等入学一時金と大学等奨学資金との違いを教えてください。
- [Q 2] 他の奨学金との併願や併用はできますか。
- [Q 3] いつ頃結果がわかりますか。また、いつ頃貸与されますか。
- [Q 4] 不合格により入学しなかった場合はどのようになりますか。
- [Q 5] 貸与金額は50万円より多く、または少なく変更できますか。
- [Q 6] 専修学校へ進学を希望している場合は対象となりますか。
- [Q 7] 県外の高校に通学していますが、申し込むことはできますか。
- [Q 8] 高等専門学校（高専）とはどのような学校ですか。

II 返還について

- [Q 9] 大学等入学一時金は、いつから、どのように返還するのですか。
- [Q 10] 大学等入学一時金と大学等奨学資金の両方を借りた場合は、どのように返還するのですか。

I 貸与について

- [Q 1] 大学等入学一時金と大学等奨学資金との違いを教えてください。
 - [A] 大学等入学一時金は、大学等合格後、入学前に50万円を一括で貸与する制度です。一方、大学等奨学資金は、大学等に入学後、毎月定額（国公立大3万5千円、私立大4万円、高専1万8千円）を貸与する制度です。
- [Q 2] 他の奨学金との併願や併用はできますか。
 - [A] 他の入学一時金（日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」、母子寡婦福祉資金の「就学支度資金」、生活福祉資金の教育支援資金のうち「就学支度費」等）との併願は可能ですが、併用はできません。また採用内定後に辞退する場合は、辞退の届出が必要です。
なお、大学等入学一時金は、毎月定額で貸与される奨学金（日本学生支援機構奨学金や福島県の大学等奨学資金等）とは併用して構いません。
また、給付型奨学金については、併用して構いません。
- [Q 3] いつ頃結果がわかりますか。また、いつ頃貸与されますか。
 - [A] 選考結果は令和6年12月にお知らせします。採用内定となった場合、合格通知書の写しその他必要書類を提出していただき、その内容を確認後、令和7年2月以降、順次、一時金の貸与を行います。
- [Q 4] 不合格により入学しなかった場合はどのようになりますか。
 - [A] 貸与することができません。また、入学一時金を貸与された後に、進路変更し入学しなかった場合、貸与した一時金は一括で返還していただきますのでご注意ください。

[Q 5] 貸与金額は50万円より多く、または少なく変更できますか。

[A] 変更はできません。50万円の定額となります。

[Q 6] 専修学校へ進学を希望している場合は対象となりますか。

[A] 対象となりません。日本学生支援機構など他奨学金団体へお問合せください。

[Q 7] 県外の高校に通学していますが、申し込むことはできますか。

[A] 高校卒業（予定）の時点において福島県奨学生であった方は申し込むことができます。

[Q 8] 高等専門学校（高専）とはどのような学校ですか。

[A] 学校教育法その他の法令の規定によるほか、高等専門学校設置基準の定めるところにより設置されている学校で、全国に国公立の高専があります。

福島県には、独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校があります。

II 返還について

[Q 9] 大学等入学一時金は、いつから、どのように返還するのですか。

[A] 大学等卒業の月の6ヶ月後からの4年間、半年賦（半年に1回の納付）で返還します。

県教委が発行する納入通知書により、県の指定金融機関及び収納代理金融機関の窓口（ゆうちょ銀行以外）または、コンビニエンスストアに持参して納付していただきます。

[Q10] 大学等入学一時金と大学等奨学資金の両方を借りた場合は、どのように返還するのですか。

[A] 合算はせず、それぞれを所定の期間内に半年賦で返還することとなります。

（例）私立大学の場合

・借用金額	①大学等入学一時金	50万円	
	②大学等奨学資金	192万円（月4万×12月×4年間）	
			計 242万円

・返還スケジュール

①大学等入学一時金	返還期間4年（8回）
	66,000円×1回
	62,000円×7回

②大学等奨学資金

借用金額192万円の場合 返還期間15年（30回）

64,000円×30回

計 242万円

(表)

第1号様式 (第1条関係)

福島県奨学生願書		※受付番号								
		※決定番号		高・大 第 号						
		ふりがな		性別						
		氏名								
生年月日		年 月 日 (満 歳)								
在学 学校	立		本籍							
	部 科 学年		現住所		電話番号 ()					
	電話番号 ()				貸与月額 円					
同上の 所在地			希望事項		貸与期間 年 月から 年 月まで					
					大学等入学一時金 円					
家 族 の 状 況	氏名 (生計維持者と別居している者にはX印をつけること。)	続柄	年齢	職業	勤務先 又は 在学先	疾病の有無	収入(税込) 金額 千円	所得(税込) 金額 千円	※	
	1	本人								
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
計 名										
連 帯 保 証 人	ふりがな				保 証 人	ふりがな				
	氏名					氏名				
	生年月日	年 月 日 (満 歳)				生年月日	年 月 日 (満 歳)			
	本人との続柄	年間収入 (税込)	千円			本人との続柄	年間収入 (税込)	千円		
	本籍					本籍				
	現住所	電話番号 ()				現住所	電話番号 ()			

裏面の記載上の注意を読んでから記入してください。

(裏)

参 考 事 項	奨学金を希望する理由				
	現在受けている、又はこれから受けようとする他の修学のための資金	有	修学のための資金の名称		資金の種類
					貸与 ・ 給付
		無			貸与 ・ 給付
			貸与 ・ 給付		
本人の履歴	年 月 日	履 歴			
	年 月 日	立 中学校入学			
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
1カ月当たりの平均学費 (収入=支出)	収 入		支 出		備 考
	家 庭 か ら	円	生 活 費	円	
	アルバイト等から	円	交 通 費	円	
	県奨学資金から	円	学 校 納 付 金	円	
	そ の 他 か ら	円	書 籍 ・ 学 用 品	円	
			そ の 他	円	
	計	円	計	円	
<p>以上の記載事項に相違ありません。 奨学生として採用された場合は、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規程の規定を守り奨学生としての責務をはたすことはもとより、奨学資金の返還についても誠実にその義務を履行します。</p> <p>上記のとおり保証人と連署して誓約します。</p> <p>年 月 日 福島県教育委員会教育長</p> <p>申 請 者 (自 署)</p> <p>連帯保証人 (自 署)</p> <p>保 証 人 (自 署)</p>					

記載上の注意

- (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。
- (2) 連帯保証人とは、福島県奨学資金貸与条例第5条第2項に規定する者をいう。
- (3) 現在受けている、又はこれから受けようとする他の修学のための資金が有る場合は「修学のための資金の名称」の欄に当該資金の名称を記入し、「資金の種類」の欄の該当する種類を○で囲んでください。
- (4) 「本人の履歴」の欄には、中学校入学以来の学歴、職歴等について記入し、休学、転学、退学等の身分の異動については、理由を付して記入してください。
- (5) 「1カ月当たりの平均学費」の欄には、在學生にあつては直近の1カ月当たりの平均学費を、新入生にあつては入学後の1カ月当たりの見込額を記入してください。なお、自宅通学者にあつては、生活費の記入を要しません。

奨学生願書（裏）の記載例

大学等入学一時金・大学等奨学資金(予約)

今年度貸与または口誦中の奨学金の有無を○で囲んでください。
 1有. の場合は、奨学金名を記入して、奨学金の種類を○で囲んでください。
 ※「高校主等奨学給付金」は記入不要。

兄が県外の専門学校に在学しており、また、父が単身赴任中であることなどから、少しでも家計の負担を少なくするため、奨学金を希望します。

申請者（生徒）が奨学金を希望する理由を必ず本人が記入してください。

奨学資金を希望する理由	参考	修学のための資金の名称		奨学金の種類	
		年 月 日	履	貸与	給付
本人の滞欧	有	H31年 4月 1日	〇〇市立	〇〇中学校入学	給付
	無	R4年 3月 31日	〇〇市立	〇〇中学校卒業	給付
		R4年 4月 1日	〇〇県立	〇〇高等学校入学	給付
		R7年 3月 31日	〇〇県立	〇〇高等学校卒業予定	給付
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

採用された場合の奨学資金額を記入して下さい。※例は私立大学の場合

収入	支出	備考
家庭から 80,000円	生活費 60,000円	
アルバイト等から 40,000円	交通費 5,000円	
奨学資金から 40,000円	学校納付金 90,000円	申請時にわかっている範囲で、毎月が奨学資金の利用予定を記入してください。
その他から	書籍・学用品 5,000円	
	その他	
計 160,000円	計 160,000円	「収入計」と「支出計」が同額になるよう内訳を計算してください。

以上の記載事項に相違ありません。
 奨学生として採用された場合は、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規程の規定を守り、奨学生としての責務を果たすこととはもとより、奨学資金の返還についても誠実にその義務を履行します。

上記のとおり保証人と連署して誓約します。

署名日を忘れずに！

令和〇年〇月〇日

福島県教育委員会教育長

申請者
 (自署)
 連帯保証人
 (自署)
 保証人
 (自署)

福島 太郎
 福島 大介
 郡山 俊夫

申請者(生徒)、連帯保証人、保証人は、必ず白署してください。

福島県奨学生推薦調書													
氏名				在学 学校	立						部 制	科	年
出身（在学）学校の成績	教科												
	年												
	年												
	教科												成績 平均値
	年												
	年												
推薦所見 （学力） （人物） （家庭状況）													
参考事項		(在学学校の学業成績の席次 人中 位)											
<p>上記の者は、人物及び学術ともに優秀であるが、著しく学費の支弁が困難であり、奨学生として適当と認められますので、推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長（学長） 印</p> <p>福島県教育委員会教育長</p>													
※ 判定													

記載上の注意

- (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。
- (2) この調書は、被推薦者の在学する学校等で記入押印してください。
- (3) 「出身（在学）学校の成績」の欄については、当該欄の記載事項と同様の成績証明書等を添付する場合には、記入を要しません。

口座振替による支払申出書 [債権者登録(変更) 申請書]

【福島県奨学資金用】

<記載例>

福島県財務

債権者コード	
	-

執行機関名 高校教育課

決定番号	学校名
大第 号	

記入上の注意

1. 裏面の記載例を参考に、色のついた欄を記入してください。
2. 生徒の住民票住所の記載どおり、そのまま写してください。
3. 右下の日付/住所/生徒氏名/電話番号を忘れずに記入してください。

注：姓と名の間は1文字あけて記入してください。

フリガナ	フクシマ	タロウ	太郎
生徒氏名	福島	太郎	

住民票の住所を記載どおりに記入してください。

特に「〇〇番地の〇号」の「番地」「の」「号」「建物名」は、記載されたままを写すこと。

誤→「△市△2-16 A-201」
(間略不可!)

注：都道府県・区市町村・大字・通称名・町・字・丁目(県外の場合は市区町村)をフリガナで記入してください。

住所	福島県福島市
郵便番号	960-8688

注：番地を簡略せず記入してください(県外の場合は市区町村)をフリガナで記入してください。

番地	2番地の16号
----	---------

注：ビル名、アパート名等を記入してください。

方書	県営杉妻団地A棟201号室
----	---------------

支払方法 1. 口座振替

※ゆうちょ、銀行の通帳に、口座番号の記載が無い場合は、余白に「記号」「番号」を記入。

金融機関名	店鋪名	金融機関コード	口座番号(右づめ)
東邦銀行	県庁支店	099999	0099999
預金種別 (※ 貯蓄口座は利用できません)			
1. 普通預金 又は 総合口座			

(例) 記号18280
番号999991

口座名義人 (※ 生徒本人名義をカナで記入)

フリガナ	タロウ
------	-----

備考

日中の連絡先(携帯電話等)を記入。

注：市外局番からハイフンなしで

電話番号	09012345678
------	-------------

日付・住所・氏名・電話番号(申請者本人の)を自署してください。

福島県知事
上記のとおり申請します。

令和〇年〇月〇日

住所

氏名

電話番号

※上記に記入した金融機関の、通帳の表紙および見開き1ページ(金融機関名・店舗名・口座番号・カナ氏名がわかるページ)のA4コピーを必ず添付してください。

居 住 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

2 住居の所在地

3 居住の期間

年 月 日から現在（ 年 月）まで

年 月 日

証明者（住居の所有者又は貸主）

住所

氏名

印

※ 住民票を異動せずに居住地を変更する場合は、住居の管理者の証明が必要です。

※ 様式は任意ですが、この様式をそのまま使用して構いませんので、必ず提出してください。

(注) 該当者のみ
提出

特別の事情にかかる経費内訳書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長

(生徒名)

申請者

特別の事情にかかる経費については、下記のとおりです。

記

【該当項目】 ※該当する項目の番号に○をつけてください。

- 1 障がい者がいる。 (該当者)
- 2 長期療養者がいる。 (該当者)
- 3 家計支持者が別居している。
- 4 火災・風水害・盗難などの被害を受けた。

(単位:円)

年・月						月計
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
領収書計						
年間推算額						

(注1) 「障がい者がいる場合」 : 障がい者手帳のコピーを添付してください。

(注2) 「長期療養者がいる場合」 : 病院・医師の「領収書(申込時まで6か月以上継続療養中のもの)」を添付し、年間所要見込額を推算してください。

※ 「障がい者がいる場合」に該当した場合は重複しての控除はできません。

(注3) 「家計支持者が現在別居して : 表に家賃・電気・ガス等の費用項目を記入し、各々最新の数ヶ月分の領収書がある場合」 : 領収書を添付し、年間所要見込額を推算してください。

(注4) 「火災・風水害・盗難」 : 罹災証明書、被害届等を添付し、被害総額を推算してください。

(注5) 証明書類の添付がない場合は控除の対象になりません。

